

葬祭組合告示第16号

平成19年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年10月4日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成19年10月18日(木)午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成19年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成19年10月18日(木曜日)午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番	長谷川 清和君	四街道市議会選出
2番	小林 右治君(副議長)	佐倉市議会選出
3番	森野 正君	佐倉市議会選出
4番	蕨 和雄君	佐倉市長
5番	高橋 操君(議長)	四街道市長
6番	坂本 弘幸君	四街道市議会選出
7番	原 義明君	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議題説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂 泰久君	酒々井町長
会 計 管 理 者	宮川 義典君	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	矢部 雄幸君	
事 務 局 次 長	藤崎 泰宏君	

○会期

平成19年10月18日(木曜日) 1日

○議事日程

平成19年10月18日(木曜日)午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 平成18年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

開会の宣告

午後2時55分 開会

- 議長（高橋 操君） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成19年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（高橋 操君） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査の実施報告がございました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願いたいと思います。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（高橋 操君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、長谷川清和君、森野正君の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（高橋 操君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日と決しました。
-

行政報告

- 議長（高橋 操君） 日程第4、行政報告を行います。
- 事務局長より発言を求められておりますので、これを許します。
- 事務局長（矢部雄幸君） 議長。
- 議長（高橋 操君） 事務局長、矢部雄幸君。
- 事務局長（矢部雄幸君） 事務局長の矢部雄幸でございます。お許しをいただきまして、行政報告を申し上げます。

初めに、平成19年10月5日に救急救命講習をさくら斎場に勤務しております委託職員も含めまして、総勢22名が参加して実施いたしました。

この講習につきましては、平成19年3月に自動体外式除細動器（AED）を設置したことに伴いまして、佐倉消防署職員の指導によりまして、突然の心肺停止患者に対しましても処置を行うための講習を実施したものでございます。

また、防災訓練の一環といたしまして、防災への意識向上を図るため、ビデオ視聴によります訓練も

あわせて実施してございます。

次に、さくら斎場の利用状況につきまして、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。平成19年度に入りまして、昨年同月期間の4月から9月の利用状況を比較いたしますと、式場利用は、286件で7件、2.4%の減少でございます。火葬件数は、991件で27件、2.7%の減少でございます。そのうち、組合内の火葬件数は、21件の減少、組合外の火葬件数は、6件の減少となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

議案の上程

○議長（高橋 操君） ありがとうございます。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久君） 議長。

○議長（高橋 操君） 管理者、小坂泰久君。

○管理者（小坂泰久君） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成19年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙の中にもかかわらず、全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。初めに、議案第1号 平成18年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。平成18年度の歳入決算額は、3億6,504万5,329円で、対前年度比42.5%の減となっております。歳入の主なものといたしましては、組合運営全般及び新火葬場の建設事業費にかかわる構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに、施設使用料、財政調整基金繰入金、施設整備基金繰入金及び前年度繰越金などが主なものでございます。一方、歳出決算額は、3億5,103万6,041円で、対前年度比43.8%の減となっております。主たる事業の償還が終了したため大幅な減額となったものでございます。歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費及び組合債の償還によるものでございます。歳入歳出差し引き残高は、1,400万9,288円でございます。

次に、議案第2号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定についてでございます。地方自治法及び同法施行令が平成16年11月に改正され、複数年度にわたる契約が、条例で定める一定の条件の契約についても締結できるようになり、斎場施設の効率的な管理運営に資する長期継続契約ができる契約について、新規に制定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例制定についてございまして、さくら斎場における暴力団等への貸し出し禁止、排除条項の根拠について明文化を図り、公営斎場としてより適正な管理運営を推進するため、所要の改正をしようとするものでございます。

以上、概要でございますが、詳細につきましては事務局より説明させます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（高橋 操君） ありがとうございます。続いて、事務局長、議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（矢部雄幸君） 議長。

○議長（高橋 操君） 事務局長、矢部雄幸君。

○事務局長（矢部雄幸君） それでは、議案第1号の平成18年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算につきまして、細部説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成18年度一般会計歳入歳出決算書並びにお手元に配付してございます主要施策の成果の説明書により説明させていただきます。決算書の概要につきましては、管理者が説明いたしましたので、私のほうからは、事項別明細書によりさせていただきます。決算書の6ページをお開きください。また、資料の主要施策の成果の説明書、2ページもあわせてごらんいただきたいと思います。第1款分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町から組合負担金としてご負担いただいている額、2億4,935万1,000円を収入済額として計上しておりまして、平成17年度比2億5,646万円の減でございます。理由といたしましては、現在の火葬場建設に伴います公債費の減額が主なものでございます。内訳としましては、佐倉市が管理運営費負担金として8,633万6,000円、建設事業費負担金として4,503万1,000円で、合計で1億3,136万7,000円でございます。四街道市は、管理運営費負担金といたしまして4,787万8,000円、建設事業費負担金としまして4,398万3,000円で、合計9,186万1,000円でございます。酒々井町は、管理運営費負担金としまして1,629万8,000円、建設事業費負担金として982万5,000円、合計2,612万3,000円でございます。なお、建設事業費負担金につきましては、2市1町の合計で9,883万9,000円でございますが、この額は新火葬場建設事業組合債の償還額でございまして、平成18年度は大幅な減となっております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。前年度と比較いたしまして、231万1,740円の減でございます。主な要因は、組合外火葬場使用料、待合室使用料、式場使用料の減です。平成18年度さくら斎場使用状況に関しましては、主要施策の成果の説明書の10ページから記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。使用料の内訳といたしまして、説明書の11ページ、火葬件数及び使用料をごらんください。組合外が21件の減、組合内が90件の減で、合計52万3,000円の減でございます。13ページの、待合室使用件数及び使用料をごらんいただきたいと思います。合計131万7,250円の減でございまして、和室待合室を洋室待合室に改修したことに伴い、待合室の追加が減になったことによるものでございます。

14ページ、式場使用件数及び使用料をごらんいただきたいと思います。一番下の合計欄にございますけれども、式場は件数で14件の減で110万2,500円の減となっております。このほか霊安室使用料、霊柩車使用料は、若干の増でございます。

決算書の7ページ、3款財産収入でございます。1項財産運用収入は、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございまして、金利の上昇に伴いまして、14万5,113円の増でございます。2項財産売払収入は、和室待合室の改修に伴います備品の売払収入でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。4款繰入金は、財政調整基金から2,300万、施設整備基金から1,500万の合計3,800万円の繰入金でございます。

5款繰越金527万円は、前年度からの繰越金でございます。

次に、6款諸収入は37万9,854円でございます。売店の電気料金の実費の負担分、全国市有物件災害共済会車両損害賠償共済金は、霊柩車の一部破損に伴います共済組合からの補償金でございます。公衆電話料の収入、骨つぼ代、臨時職員雇用保険料等でございます。

以上、歳入合計といたしまして、3億6,504万5,329円で、前年度と比較いたしますと、42.5%の減でございます。

続きまして、決算書の12ページをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。主要施策の成果の説明書、3ページもあわせてごらんください。1款議会費でございますが、前年度と比較いたしまして16.3%増の58万6,958円で、これは議会の視察研修を2年に1度実施しております。平成18年度は船橋市の四市複合事務組合と浦安市斎場を視察研修したことが主な要因でございます。そのほか7名分の議員報酬と会議録の印刷製本費でございます。

決算書の16ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費でございますが、前年度と比較いたしまして、5.4%減の1億2,959万7,024円でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、報酬でございます。3名の方々に情報公開・個人情報保護審査会委員をお願いいたしまして、審査会1回を開催いたしまして報酬9万円、費用弁償1万680円を支出してございます。恐れ入りますけれども、主要施策の成果の説明書、5ページ中ほどをごらんいただきたいと思います。平成18年度は情報公開請求が1件ございました。次に、給料、職員手当、共済費は職員14名及び特別職の人件費で1億1,785万9,325円で、総務費の90.9%を占めてございます。前年度と比較いたしますと、主な内容を申し上げます。主要施策の成果の説明書4ページから6ページにかけてごらんいただきたいと思います。給料、職員手当、共済費は、先ほど申し上げました職員14名分の人件費で、11月に1名退職しまして、18年度末には13名ございまして、総額で866万1,000円の減となっております。次に、賃金252万8,685円につきましては、事務補佐員の賃金でございます。需用費は、前年度比17万5,000円の減となっております。減額となった主なものは、消耗品が14万4,000円で、コピー用紙のリサイクル等により節減に努めたことによる減でございます。委託料につきましては、前年度比11万9,000円の減でございます。主な要因は、財務会計機器保守委託料が減となったものでございます。使用料及び賃借料は、前年度と同様の内容でございます。備品購入費は、パソコン10台とコピー機の購入が主なものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、職員厚生補助金、日本環境斎苑協会負担金が主なものでございます。

恐れ入ります。決算書の18ページをごらんください。中段から下の2項監査委員費8万2,016円は、例月出納検査や決算審査に伴います監査委員さん2名分の報酬や旅費、消耗品でございます。

次に、3款事業費でございますが、決算書の22ページからと、主要施策の成果の説明書の7ページからあわせてごらんいただきたいと思います。前年度と比較いたしまして、277万8,763円、2.3%増の1億2,185万8,528円でございます。前年度と比較いたしまして、主な内容を申し上げますと、需用費につきましては、前年度より2,032万3,000円の減でございます。主な要因といたしましては、修繕料の2,033万4,000円で、平成18年度は規模の大きい修繕を工事請負費に計上したことによるものでございます。そのほか、光熱水費は前年度比50万8,000円の増で、主にガス料金の値上げと火葬件数の増によるものでございます。委託料は、前年度比419万5,000円の増、5,890万4,000円でございます。新たなものとした

しまして、火葬炉運転業務委託655万7,000円は、業務職職員の退職に伴い、委託業務を行ったものでございます。そのほかにつきましては、前年度と同内容で全部で29件、業務内容の見直しを行い、経費の節減に努めました。工事請負費は1,400万5,000円の増で1,775万3,000円、主なものといたしまして、待合室改修工事の961万2,000円、和室の待合室を洋室の待合室に改修し、利用者の利便向上と繁忙期の待合室不足に対応いたしました。火葬施設改修工事406万4,000円は、火葬用設備等の経年劣化に伴うものでございます。そのほか外灯ポール等改修工事、エアコン室外機等改修工事など、全部で14件の工事を実施してございます。次に、備品購入費でございますが、542万6,000円で、待合室改修工事に伴ういす及びテーブルの備品購入費465万2,000円、自動体外式除細動器、A E D、31万5,000円ほか4件でございます。

次に、決算書の28ページをごらんいただきたいと思います。4款諸支出金でございます。内訳といたしましては、財政調整基金積立金5万7,704円、施設整備基金積立金9万7,621円で、利子だけの積立金でございます。

次に、決算書の32ページをごらんください。5款公債費でございます。組合債の償還で元金及び利子の支出でございます。前年比2億5,600万4,548円の減でございます。平成18年度は、主たる建設事業費の償還が終了したため、大幅な減となったものでございます。平成18年度が9,883万8,206円、平成19年度から平成21年度までは、各年度、7,149万1,922円、平成22年度が6,199万2,880円、償還の最終年度、平成23年度は492万3,760円に償還額が減ることになります。したがって、組合債の償還にかかわる構成市町への負担金につきましても、平成18年度以降は大きく減額になるものでございます。

次に、38ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億6,504万5,329円、歳出総額3億5,103万6,041円、歳入歳出差引額1,400万9,288円、実質収支額も同額でございます。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定によります基金繰入額は、700万9,288円でございます。

次に、39ページをごらんいただきたいと思います。財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、さくら斎場の土地と建物でございます。普通財産につきましては、旧火葬場の天使の森公園の所有土地でございます。物品の自動車等につきましては、前年と同じでございます。次の基金につきましては、平成18年度末現在高は財政調整基金3,375万9,722円、施設整備基金7,100万8,163円となっております。以上で、平成18年度の決算の説明を終了させていただきます。

次に、議案の次についていると思っておりますけれども、平成18年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算審査意見書がお手元にあると思っております。それをごらんいただきたいと思います。当組合の監査委員の大川委員さんと坂本委員さんに、ことし7月24日に決算審査をしていただきました。その意見でございます。4番をごらんいただきたいと思います。審査の意見ということで、(1)の総括でございますけれども、審査に付された平成18年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書書類は、ほぼ適正に作成されているものとしております。

(2)は要望事項でございます。平成18年における予算の執行及び事業の運営はほぼ適正であり、効率的に行われていると認められますが、次の事項について、さらなる節減と改善を要望します。要望事項の でございます。歳入財源の取り扱いについてでございますが、予算上、葬祭組合の歳入財源は、斎場業務という性質から、ほぼ限定されています。斎場使用料等の施設にかかわる歳入は、特定財源と

して取り扱うべきものであり、歳入と歳出が整合する必要性があります。また、その他の歳入財源に対する歳出充当先についても、より適正に処理する必要がありますという要望でございますが、今後も歳入財源の歳出への充当につきまして、より一層整合性に努めてまいります。

の使用料の見直しについて、斎場使用料等について、平成17年度に組合外の使用料の見直しを行っています。しかしながら、近隣において、新たな斎場が稼働したことに伴い、組合外の利用が減少しており、この傾向は今後とも続くものと想定されます。今後、組合内も含めて受益と負担の適正化の観点から、各種使用料の適切な見直しをする必要があります。これにつきましては、当組合としましては、自主財源の確保を図る上で、他の斎場の使用料の動向に注視するとともに、住民サービスの点も考慮しながら、構成市町と十分協議しながら検討してまいりたいと考えてございます。

、契約事務のさらなる適正化について。昨年度も指摘してありますが、契約については、指名競争入札と随意契約によって行われています。中でも、施設管理業務委託については、随意契約により、同一業者が過年度から継続して行い、契約金額も過年度と同額というものが多数あります。随意契約は、明確な法令根拠と具体的な理由が必要です。今後は法令に十分留意して、より適正な契約事務の改善を図って下さいというご意見でございまして、これにつきましては、地方自治法の本旨に基づいて行うほか、契約内容等を十分精査した上で契約事務を行い、事業の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

、職員人件費についてでございます。時間外勤務手当や休日勤務手当については削減に努めているようですが、代休取得等の活用とコスト意識の醸成について、さらなる徹底を図って下さい。また、これとともに、その他諸手当については、外部委託の進展、社会情勢の変化等を考慮するほか、構成市町や近隣の一部事務組合の状況を把握しながら見直しを検討して下さいとのことでございますけれども、今後も引き続き人件費の節減に努める上で、ご意見を真摯に受けとめ、諸手当の見直しを含め調査、検討して対応したいと考えております。

、公有財産、土地について、公有財産のうち、土地の一部については、新火葬場建設の経緯を踏まえて、管理運営のあり方を引き続き検討して下さい、でございますが、ご意見の土地につきましては、現在佐倉市が都市公園として管理しておりますが、現在の火葬場建設当時の経緯といたしまして、地元対策等の観点もございまして、引き続き管理運営のあり方につきまして、構成市町と協議、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いします。

、ガス、使用量について。光熱水費の経費全般について節減に努めていると思われれます。しかし、火葬に関するガス使用量については、1件当たりの使用量が昨年度までと比較して一定ではなく、増加傾向にあります。今後、使用件数の増加が見込まれますので、経費節減のためにガスの使用方法や有効な使用形態を十分に検討されたいというご意見ですが、ご指摘のとおり、今後火葬件数の増加が見込まれますことから、経費節減を図るために、他の火葬場の調査研究を行うとともに、火葬時間等につきましても、職員への周知をより一層図りながら、効率的に行っていきたいと考えております。

、互助会のあり方について。職員互助会の決算を見ると、職員の会費、毎月当たり、月額本俸の0.5%より補助金、年額で1人基準2万4,000円の割合のほうが多くなっています。今後は、互助会の健全なあり方と、各種用途等について十分に見直し、適正化を図って下さいとの要望でございます。今後は、構成市町の互助会の状況を把握しながら、当組合との整合性を図り、適切な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上が監査委員さんからの要望事項でございますが、決算審査の要望につきましては、事務局一丸となりまして、今後も引き続き経費の節減を図る上で、改善すべきものは改善していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしいと思います。以上で議案第1号の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について及び議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてにつきましては、配付してございます議案第2号から第3号資料により説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは、資料の1ページをお願ひいたします。議案第2号資料でございます。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定について、1番といたしまして、制定理由でございます。地方自治法及び同法施行令が平成16年11月に改正され、従来の電気ガス等に限定されていた複数年度にわたる契約（長期継続契約）が、条例で定める一定の条件の契約についても拡張されて締結できるようになりました。そこで、当組合では、法令にのっとり、斎場施設の効率的な管理運営に資する長期継続契約ができる契約について新規に条例を制定しようとするものでございます。なお、今回の条例制定に当たりましては、構成市町や他の組合の状況を参考としながら、当組合委託業務の特徴、特性等を考慮いたしております。

2、制定内容、(1)といたしまして、条例第1条につきましては、前述いたしました制定理由を趣旨として、根拠を明文化したものでございます。(2)、第2条、長期継続契約ができるものとして、2区分とし、各々限定的に契約内容類型を明示し規定しました。1点目といたしまして、社会通念上、複数年度にわたり契約する複写機等の物品の賃貸借契約（保守点検契約を含む。）に関するもの。2点目といたしまして、斎場施設の使命と特殊性（通年365日の24時間受付・夜間使用がある斎場の維持管理の確保、業務休業は1月1～2日のみ）ということから、複数年度の契約が必要とされる警備業務、清掃業務、受付業務、機械の維持管理業務その他斎場施設の管理運営業務として役務の提供を受ける契約に関するものでございます。なお、当組合といたしまして、来年度でございますけれども、平成20年度に予定しております長期継続委託業務につきましては、式場棟待合棟の維持業務、また夜間等管理業務、日常受付等業務、火葬炉の運転業務、機械警備業務と、自家用電気工作物保守点検の6点ほどを予定しております。本条例の決議後進めていこうと考えております。(3)、第3条、この条例に係る契約期間の上限を原則として、5年以内と明記するものでございます。なお、当組合といたしましても、これは予定でございますけれども、3年間の継続契約を基本としたいと考えてございます。

施行期日といたしまして、公布の日から施行するものです。

次の4は、今回の条例制定に伴います関係法規等でございますので、ご参照していただきたいと思ひます。

次に、議案第3号の説明に入らせていただきます。資料の2ページをお願ひいたします。佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。改正理由といたしまして、平成18年5月に千葉県内の公営斎場において、暴力団組長の葬儀が不適切な使用で行われました。ご存じだと思いますけれども、成田の八富斎場でございますけれども、このことは新聞等でも取り上げられ、問題となりました。このことに伴い、平成18年10月16日に、千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部（捜査第4課暴力団対策室）の主催により、県内の主要な公営斎場管理者を対象に、「暴力団排除研修会」が開催されました。

千葉県警察本部からは、斎場における暴力団の勢力の誇示や資金獲得、一般市民の安全を脅かすおそれがあることから、暴力団の義理かけ行事として使用させないよう指導がございました。また、暴力団や反社会的活動行為を行う団体等の排除活動の一環として、特に公営斎場において暴力団等への貸し出し禁止・排除条項（いわゆる暴力団対策法から引用し、「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体の利益」となる使用を禁止・排除する旨の条項のこと。）の根拠明文化と適切な対応について助言と依頼がございました。

そこで、当組合におきましても、さくら斎場における暴力団等への貸し出し禁止、排除条項の根拠について明文化を図り、公営斎場としてより適正な管理運営を推進するため、所要の改正をしようとするものでございます。

2といたしまして、改正内容につきましては、添付してございます新旧対照表のとおりでございますけれども、今回の条例の一部改正の趣旨といたしまして、(1)第3条(使用の許可)に1項追加して、斎場使用許可に関して用途外使用、権利譲渡及び転貸を禁止をするものでございます。

(2)第3条(使用の許可)の次に1条新設し、第3条の2(使用の不許可)として、暴力団組織及び反社会的な団体等への貸し出し禁止、排除条項等の根拠を明文化し、適正な不許可措置等に関する事項を定めようとするものでございます。

(3)従前の第4条(使用の不許可等)から、不許可事由を除き、許可の取り消し、制限、中止等について明文化し、前述同様に、さくら斎場のより適正な管理運営のための措置等に関する事項を整備しようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

なお、附則におきまして、本条例第7条(使用料)を引用した「佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合霊柩自動車運行条例」の第4条中の「第6条第1項」を「第7条」に訂正しようとするものでございます。なお、参考といたしまして、番号4に書いてございますけれども、県内の主要な公営斎場の条例改正状況でございます。平成19年4月から施行済みが3団体、19年度中に上程予定が2団体、当斎場も含めると3団体となります。以上、6団体が19年度中に今後の条例改正を行う。残りの6団体につきましては、ごらんのように、千葉市、市川市、また浦安市斎場等でございます。これにつきましては、他の公的施設、スポーツセンター、また文化会館等々も含めました指定管理者制度の中で検討しているということでございますので、現在検討中と、まだ未定となっております。

なお、千葉県警佐倉警察署の見解及び連携につきましては、申しわけございませんけれども、次のページに記載してございますので、ごらんいただければよろしいかなと思います。よろしく願いいたします。

以上で議案第3号の説明を終了させていただきます。本日提案させていただきました3議案につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、説明を終了させていただきます。

○議長(高橋 操君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○3番(森野 正君) 議長。

○議長(高橋 操君) 3番、森野正君。

○3番(森野 正君) 3番、森野正でございます。

決算のところ、ちょっと1つ、2つお伺いをしたいと思うのですが、その中で意見書にもあ

ったのですけれども、使用料の見直しというのが意見書の中にも監査意見ありましたが、主要施策の成果の中でのあたり、いろいろここにはあるのですけれども、要するに今佐倉でも、四街道でもそうだと思いますけれども、民間の斎場設備がだんだんふえてきて、利用も少しずつふえてきているのだらうと思いますけれども、こういう状況の中で、要するに公営斎場としての位置づけといたしますか、民間でこれだけふえてきているのに、民間と公営が同じ目線で同じ形の営業をしようと思うこと自体、やっぱりどうかなのというちょっと考えがあるのです。ですから、今後この意見にもあるように、使用料の見直しということではなくて、このさくら斎場における斎場使用の部分、火葬ではなくて、その部分について、今後どういうふうに考えてやられていくのかということについて、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（高橋 操君） 事務局、いかがですか。

○事務局長（矢部雄幸君） はい、議長。

○議長（高橋 操君） 事務局長、矢部雄幸君。

○事務局長（矢部雄幸君） ただいまの森野議員のほうから公営斎場としての位置づけとして、火葬についてではなくて、式場の使用料について検討してみたらどうかということでございます。私どものほうも、現在の使用料、利用料につきましての実態としますと、他の斎場と合わせますと、真ん中よりちょっと高いほうに位置するのかなと思ってございます。その中で民間とのあれで、公営斎場としての式場の利用料についてでございますけれども、今後ご意見を尊重しまして、検討していかざるを得ないのかなと思ってございます。ただ、その料金設定等について、民間の料金等もございませぬ。また、他の市町との関係もございませぬ。ただ、使われる組合住民の方々の利便性を図るということをもっとに置きまして、その中で検討させていただきたいと思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

○3番（森野 正君） はい、議長。

○議長（高橋 操君） 3番、森野正君。

○3番（森野 正君） 済みません。ご答弁ありがとうございました。再質問になりますけれども、何をちょっと言いたいかということ、要するに目的というか、その組合住民のサービス向上というのは確かにわかるのですけれども、これはこれだけ大きな規模の斎場で、立派な斎場というのは民間側と比べても、多分このほうが非常にいいだらうと思っております。しかし、それだけでただ漠然と今のまま続けていけば、当然ここで葬儀をしたいという方が多いし、多ければ、多いだけ、待ち日数が多分ふえていくのだらうと思うのです。その辺が、多分四、五日から1週間ぐらい、ちょっと聞くところによるとあるのかなと思っておりますけれども、そこで無理だということで、民間に行っているという声があるのです。本来ならばここでやりたいのだと。安いし、きれいだし、立派だし。でも、やっぱり待てないからというのがあるものですから、やはりその辺も考慮して、例えばある例ですけれども、これだけの規模、大きな斎場をやる場所については、非常にいいと思っておりますけれども、それだけではなくて、もう少し小さい家族的な形で葬儀をしたいとか、やはりなかなかお金の工面も苦しい、経済状況が苦しいという方々に特化できるような、そういう斎場の場を提供するとか、そういう公営としてのサービスの位置づけですか、どこにサービスの重点を置くのだというようなことをやっぱりしっかり考えて取り組んでいただきたいということで、これは要望で結構ですけれども、大変そういう声も多いものですから、ぜひちょっと検討していただきたいというふうに思っております。もう一点、続けてよろしいですか。

○議長（高橋 操君） はい、どうぞ。3番、森野正君。

○3番(森野 正君) 済みません。歳入のほう、基金の取り崩しがありましたね、施設整備基金の繰入金、歳入での基金繰入金ですけれども、これが主要成果の報告のところを見ますと、事業費のほうの特定財源として使われて、多分これが待合室の改修に使われているのだと思いますけれども。この場合の基金の取り崩しの判断といいますが、基準、何をもちょうこの取り崩しが行われたのかということと、もう一点、結果論ですけれども、当然にこの待合室の改修については、基金の取り崩しが必要なのだという条例ならば、それで構わないですけれども、条例といいますが、規則があれば構わないですけれども、ある程度の使う、取り崩すか、取り崩さないかという判断をした上での結果として取り崩したのであれば、全くの結果論で申しわけないですけれども、実質収支が1,400万ある中で、決算見ながら、結果的には取り崩しするとか、しないのとかというのも可能なのではないかとこの感覚を、私これを見ていて思ったのですが、その辺については、ちょっとどういうお考えか、伺います。

○事務局長(矢部雄幸君) はい、議長。

○議長(高橋 操君) 事務局長、矢部雄幸君。

○事務局長(矢部雄幸君) 再質問にお答えいたします。

基金の取り崩しについてでございます。その中で待合室のほうに使用されたのではなからうかということでございます。これに対しましての条例的なものにつきましては、次長の藤崎のほうから説明いたさせます。

なお、私からは、繰越金1,200万ございました、この点についてだけ答弁させていただきます。これにつきましては、当組合としまして、待合室を和室から洋室に変えたという期間、それとそれに伴って、40名が使用されるということで、その分歳入が落ちるだろうということで、逆にマイナス補正をさせていただきます。その関係で、繰越金が1,400万という形で出てきたということでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。また、先ほどの式場の家族的な葬儀ができるような形でも検討ということで要望でございますけれども、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○事務局次長(藤崎泰宏君) はい、議長。

○議長(高橋 操君) 事務局次長、藤崎君。

○事務局次長(藤崎泰宏君) 次長の藤崎でございます。

まず、先ほどの根拠ということでございますが、葬祭組合施設整備基金の設置管理及び処分に関する条例という条例がございます、それに基づきまして、今回、先ほど森野議員さんのほうから話がありましたように、待合室の改修工事のほうに充てさせて、特定財源として充ててございます。それとあわせて、今回の額につきましては、臨時的な経費ということございまして、構成市町の財源につきましてもかなり厳しいという状況の中で予算ができるだけ平準化するようにということで、特別な支出があったときには、そういった基金のほうから崩して予算を平準化することも1つの趣旨といたしまして、基金から繰り入れさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長(高橋 操君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(高橋 操君) それでは、ないようでございますので、これで質疑を終わらせていただきます。

討 論

○議長（高橋 操君） 続いて討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋 操君） 討論なしと認めます。

採 決

○議長（高橋 操君） これより採決を行います。
議案第1号を採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり認定されました。
議案第2号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔挙手全員〕

○議長（高橋 操君） 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（高橋 操君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
平成19年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。
午後3時42分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 高 橋 操

議 員 長 谷 川 清 和

議 員 森 野 正